

展示タイトルを見ればわかるように、この地下展示では、公文書館の施設についての紹介や、板橋区の歴史を振り返る展示等を行うことで、多くの来庁者に楽しんでもらうと同時に、公文書館への来館を呼びかけている。

また、平成20年6月16日から27日にかけて、前年8月に逝去された櫻井徳太郎氏の業績を紹介する「櫻井徳太郎展」を板橋区役所1階・区民ホールにおいて開催している⁸。

さらに板橋区公文書館のホームページにおいて、板橋区の歴史や現在を公文書館所蔵の資料により紹介する「こうぶんしょ館電子展示室」と題したweb上での展示も定期的に進めている⁹。電子展示の回数は平成20年12月末現在で53回を数え、第39回以降の電子展示に関しては、現在でも公開されている。それ以前の展示についてはタイトルのみが公開されており、閲覧を希望する利用者には、来館の上でデータおよび出力物を閲覧してもらうことになっている。

そのほかにも、区が主催する「いたばし産業見本市」等のイベントに公文書館のブースを設けたり、区の広報に公文書館の情報を掲載したりするなど、多様な機会を通じて区民に館の周知を図っている。

以上、当館の概況について紹介してきた。次章では、当館の開設にあたって板橋区に提出された答申をもとに、当館の運営方針について考察していく。

2. 板橋区公文書館開設並びに運営に関する答申

ここでは、板橋区公文書館開設懇談会¹⁰が平成11年10月に出した、板橋区公文書館の開設および運営に向けての指針を示した答申をもとに、板橋区公文書館が目指すべき方向性がどのように定められているのかを描き出していく。現在の板橋区公文書館の運営方針は、この答申で示された内容に従っている部分が多いことから、この答申を詳細に分析していくことで、本館が基礎的自治体における公文書館として現在目指している方向性が析出されてくると考える。

2.1. 板橋区公文書館設置の理念とその責務、目的

答申の冒頭にある「板橋区公文書館設置の理念」には、「民主主義社会は開かれた構造の上に存在する」との言葉に続いて、「公文書館は、区政が広く開かれた構造として運営されていくために、区にかかわる公文書等の収集・保存・利用を促進することをとおし、歴史をふまえた明日の板橋を築いていく活力を生み育てる原点となるものである。ここに営まれる世界こそは、区民の自治意識を地に根ざしたものとなし、新しい地域文化を創造的に発展せしめることを可能とする」と、板橋区公文書館の果たすべき理念が示されている。

ここに示されている理念が目指している方向性は、大きく2つに分けることができる。まずは、「区政の透明性の確保」である。公文書館による公文書等の収集・保存、およびその利用の促進は、「区政が広く開かれた構造として運営されていくために」なされるのであり、その前提にあるのは「開かれた構造の上に存在する」民主主義の確保である。つまり、区が過去において行ってきたさまざまな施策の経緯や帰結が記録されている公文書等を公文書館が収集し、保存し、そしてその利用を促進することによって、区民は、区が

これまで何をやってきたのか、その施策は妥当であったのかについて監視することが可能になる。これは、「民衆による統治」を旨とする民主主義に基づく社会を形成していく上で、不可欠の要素であるといえよう。なおこのことは、公文書館の設置が、区の側からみたとき、区民に対するアカウントビリティの確保につながっているということも示している。

そしてもう1つは、「地域の将来を築いていく活力の原点」としての公文書館という方向性である。これは「区政の透明性の確保」がなされ、民主主義に基づいた区政が行われることの帰結でもある。「区民の自治意識を地に根ざしたものと」なすことによって、「新しい地域文化を創造的に発展せしめること」が可能になるのである。

答申では、この理念を具体化するために、板橋区公文書館が担うべき責務と目的について3つの項目にわけて提言している。

2.1.1. 公文書館としての意義・必要性

ここはさらに3つの項目にわかれる。まず「① 地域公文書館としての公文書館」では、組織が諸活動を通して日々生成している諸記録が、その組織の知的生産物であり、組織の活動を多様な角度から点検整備していく上でのよりどころとなるものであるとの考えを示し、それゆえに「区の行政をはじめとする区政の営みを地域住民のものとする上で、地域文書館としての公文書館は必要不可欠な存在である」と、区民にとっての地域公文書館の意義を提示している。また同時に、「広く区民の知的要求に応じうる学術文化の府として存在することで、区民文化の向上に寄与する場としても必要である」と、行政上の利用目的を越えて学術施設としての機能も兼ね備えていることが示され、その意義として「区民は、公文書館に集積された記録を学ぶことをとおし、板橋区民としての記憶を共有し、明日をになうにたる区民意識を身につけることも可能となる」と、地域の記憶を共有し、自らを区民であると認識することを通して、地域の自治を担う存在という自覚を区民に抱かせるうえで、公文書館の存在が必要であることが強調されている。

「② 開かれた行政の運営」では、「区民の記憶装置としての公文書館」という位置づけが示されている。公文書館が、公共の情報資源としての記録類を評価・選別・保管・保存することによって、区民が必要に応じて情報を入手することが可能になり、また、行政が過去の公文書を参考書類、あるいは証拠書類として利用することで、行政事務全般の一般性や継続性の確保が保障される。そして公文書館の使命は、過去に行政が行った事業の情報を管理・保存し、将来計画の策定などの基礎となる情報を提供することにあるとしている。

「③ 板橋区 21 世紀の将来像 活力ある緑と文化のまち板橋」では、板橋区が 21 世紀の将来像として掲げている「活力ある緑と文化のまち板橋」を実現するためには、行政と区民が地域社会の課題に対して連帯して解決するしくみをつくることが大切であり、そのためには区民に広く開かれた区政運営が不可欠であることが示される。そして公文書館の設置と運用が、その大きな起爆剤となりうるものであるとしている。公文書館において、区・議会・教育委員会等をはじめとする関係機関から移管された諸記録を歴史資料として保存し、公開することで、行政運営上の裏付け資料が提供されると同時に、行政の自己点検、さらには外部評価も可能になるからだ。

3つに分けて論じられた「公文書館としての意義・必要性」ではあるが、ここで述べら

れているのは、「設置の理念」で掲げられていた理念を具体化するためには、地方公文書館としての板橋区公文書館において、板橋区の区政に関わる情報、歴史や文化に関する情報が集められなければならないということである。そしてその情報を活かしていくためには、情報へのアクセシビリティの保障と、区民による積極的なアクセスが不可欠であることが示されているといえよう。

2.1.2. 類縁施設との役割分担と連携

ここでは、板橋区公文書館が、板橋区にある既存の類縁施設である郷土資料館、区政資料室、図書館とどのように役割を分担し、相互の連携を図っていくのかについての指針が示されている。ただしここでは具体的な方法についてはさほど触れられておらず、役割分担を明確にし、かつ区民の利便性をふまえた資料の相互利用を実現するための方策が問われなければならないことの指摘に留まっているといわざるを得ない。なお、区政資料室との連携について、これまで積極的には収集されてこなかった、板橋区に関する刊行物（区内の団体・個人が発行する社史・団体史・個人史・ビラ等、および地域内外の団体・個人による板橋区に関する研究書・論文等）を公文書館が収集し、区民に対する地域情報提供の場としての機能を果たすべきであるという指摘がなされていることは、注記しておきたい。

2.1.3. 板橋区公文書館の機能とサービスのあり方

ここでは、板橋区公文書館とは、「歴史資料的な価値または行政経営上必要な公文書をはじめとする諸記録類を記録遺産として永く後世に伝えることで、板橋区の行政の充実を図るのみならず、学術文化の発展に寄与する施設」であるという位置づけがなされている。そしてその公文書館に課せられる役割として、①行政運営上のサービス、②区の公文書の一元的な保管庫、③歴史遺産の保存・活用、④地域研究・学習センター、⑤区民への情報提供の支援という5点があげられている。

以上、答申が掲げている板橋区公文書館設置の理念とその責務、目的について紹介してきた。ここでは、「区政の透明性」を確保し、開かれた区政を実現するとともに、区民の自治意識を涵養し、将来の板橋区を望ましいものとしていくために、板橋区公文書館がどのような形であるべきであるのか、その理想像が描出されているといえよう。その理想を実現するための具体的な方法については、「2 運営について」、「3 組織と職員について」で示されている。

2.2. 運営および組織と職員について

2.2.1. 運営について

「2 運営について」では、公文書館における記録の管理と活用、職員や区民への啓発普及、公文書館として行うべき調査研究活動についての指針が示されている。

(1) 記録の管理と活用

ここでは、まず、板橋区の行政経営上必要なもので歴史的な価値をもつ記録を、公文書館による収集、保存の対象とするべきであると定めている。具体的には、公文書、磁気記録情報、刊行物（行政逐次刊行物と郷土史に関する著作物）、その他私文書等の諸記録の4種があげられている。

続いて公文書の公開（閲覧開始）時期として、収集・保存対象文書が公文書館に移管された後は、個人情報等にかかわる特別な理由がない限り、すみやかに整理し公開すべきであるとしている。ただし、現用文書の段階で非公開とされていた公文書の公開時期については、関係部局との協議を経て、区民ならびに学識経験者によって構成される「公文書館運営委員会」（後述）で審議決定すべきであると定めている。

そして最後に、収集・保存対象文書の評価選別の方法に関する方針が定められている。まず「残す価値のないものと思われていた文書が、時間の経過で新しい価値が生み出されるものもある」ことを念頭に置き、「公文書等の諸記録が組織運営上必要な知的遺産であることをふまえ」た「評価選別基準」の作成が要請されている。続いて、公文書館を区長部局に位置づけた上で、区議会・教育委員会などとの関係・調整をはかり、公文書等をはじめとする記録資料が円滑に移管されるような文書管理システムをつくるべきだとの方針が示されている。具体的には、文書管理担当課に集中管理されている公文書については、保存年限が過ぎて非現用文書となった段階で公文書館が主管課と協議して評価選別を行うこと、永年保存文書を廃止し、公文書をすべて有期保存とすることで、公文書館が保存期間を過ぎた公文書の管理や公開に関する権限を持てるようにすること、という2つの指針が記されている。さらに、情報公開・個人情報保護制度の対象となる公文書は現用文書と半現用文書であることから、公文書館で扱う非現用文書・歴史的資料・私文書等は制度の対象外とすべきだという積極的な意見も述べられている。

なお、この公文書館における収集・保存の対象となる文書については、「東京都板橋区立公文書館条例」第6条に、非現用文書となった公文書は速やかに公文書館に移管するものとすることが定められており、「東京都板橋区立公文書館条例施行規則」の第3条に基づき、「公文書移管基準」が作成されている。

(2) 啓発普及

啓発普及の対象は、区職員と区民である。まず公文書の作成者である区職員に対しては、「区の職員は、現代の諸記録を自覚的・継続的に体系だった蓄積をする時、はじめて明日の区政を展望する素材として（公文書を）活用しうる」ものであることを意識した上で職務にあたるよう期待がかけられている。そのような意識を区職員に抱いてもらうために公文書館が行うべき施策としては、職員研究の実施、文書主任、実務担当者への事務連絡会、「公文書館だより」等の発行が、具体例としてあげられている。

区民への啓発普及の施策としては、まず公文書館の諸記録を有効に活用してもらうために、郷土史研究・学術研究への協力、小・中学校の学習の支援、自治会史・同窓会史・サークル史づくりへの資料提供といった具体案が示されている。また、企画展示・講座等による啓発普及の有効性も指摘されている。ただし企画展示に関しては、展示自体が目的化してしまわないよう、郷土資料館等の既存の類縁施設と連携して実施することを検討すべき

だとし、それらの施設に関係資料を提供することによって、公文書館の利用のあり方を広く啓発すべきだとしている。さらに、これらの企画を通して、生活記録を保存することの大切さを区民に気づかせるよう助言していくことが重要だとし、そうすることによって、個人の記憶が、公文書館に蓄積された公共の記憶と結びつくことで、良き市民意識の確立につながることを期待できるとしている。

(3) 調査研究

ここでは、公文書館は一部の研究者の委託業務を行う施設でも、一部職員の個人的な研究を行う場でもないため、公文書館職員が行う調査研究は、資料の整理・保存・閲覧等についての知識を深めるためのものを中心にするべきだとの指針が示されている。具体的には、歴史資料としての公文書等の調査研究、資料類を最新の保存科学で管理していく方法の研究、レファレンス能力の向上のための研究、行政の政策立案への支援方法の研究の4つがあげられている。

2.2.2. 組織と職員について

まず組織については、主幹部局を情報公開担当部局とすることが望ましいとされ、①収集・選別・保存部門、②調査研究部門、③サービス部門の3部門による組織構成が示されている。

職員については、公文書館法の定めに従い、館長、専門職員（アーキビスト）、その他必要な職員を置き、特に館長は、公文書館業務の全体を掌理する責任者であることから、行政的識見を持った専門職員であることが望ましいとしている。また、公文書館の職務を遂行するうえで必要となる専門知識と技能の幅はきわめて広く、資料の性格によって必要になる専門知識の範囲も異なっていることから、公文書館の実務を担当する職員には、アーキビストに相応する人材を確保し、適切に配置しなければならないとされている。

なお、職員の人数としては、7～8名が望ましいとしている。内訳は、公文書の収集・整理・保存業務2名、行政資料の収集・整理・保存と閲覧利用業務に2名、史資料の編纂・刊行業務2名、庶務1名と館長となっている。

2.3. 望ましい施設のあり方について

ここでは、公文書館の建物自体の設置場所、施設規模についての指針が示されている。場所としては、区庁舎から比較的近く、区職員のみならず地域住民も不便なく利用できるところが理想的ではあるが、現実にはそのような立地を確保することは困難であるため、閉校した学校施設など、既存の空き施設が利用可能であればそこを利用すべきだとしている。

施設の規模は、収蔵資料の安全な保存が可能であることを第一に考慮すべきだとし、保存機能、利用機能、管理機能に配慮がなされ、年々増加する資料の保存および中間保管に長期的に対応できるだけの広い空間を備えた施設であることが望ましいとされている。

2.4. 公文書館運営委員会

答申では最後に、公文書館の年次計画をはじめとする館の運営を審議するための運営委

員会を設置すると定めている。運営委員会は、区民ならびに学識経験者によって構成され、上記の役割の他、非公開文書として移管された公文書の公開時期等について、関係部局との協議結果の報告をもとに審議するという役割も担うとされている。なお、区民から館所蔵資料の公開の是非に関する申し入れがあった場合は、運営委員会における審議を経た上で館長が回答するようにすべきだとしている。また、運営委員会での審議や、公文書等の収集・保存・公開に関する年次報告は定期的に公表していく必要があることも指摘している。

以上、答申についてやや詳しくみてきた。ここで示されている指針に基づき、板橋区公文書館は先述のとおり平成12年4月1日に開館した。ここまでの記述を通して、板橋区公文書館の現状と方向性について、その概要を理解してもらえたと思う。これを踏まえて3章では、国の公文書管理の方針についての検討を行っている「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」によって提出された「最終報告」を題材に、公文書および公文書館についての国の方針について紹介し、その方針と当館の現状ないし方向性との比較を通して、課題を析出する。ただしこの「最終報告」において、基礎的自治体における公文書館は、国立公文書館を中心とする公文書館ネットワークの端末としての役割しか与えられていない。そこで4章では、他の基礎的自治体に設置されている公文書館の事例を紹介し、地方公文書館の果たしうる役割について提示するとともに、地方公文書館としての当館の改善すべき課題を析出する。さらに5章では、見学学習のために当館に訪れた大学生が作成したレポートに基づきながら、地方公文書館としての当館が求められている役割を明らかにし、その役割を果たすために必要となる課題を提示する。

3. 最終報告との比較

国の機関における文書の作成から国立公文書館への移管、廃棄までを視野に入れた文書管理の今後の在り方、および国立公文書館制度の拡充等について必要な検討を行うため、公文書管理担当大臣の下で開かれた「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」（以下、有識者会議）は、12回にわたる会議とパブリック・コメントによる国民からの意見を受けた上で、一連の検討の結果についてとりまとめた「最終報告」を、平成20年11月4日に公表した。国の機関が作成した公文書が検討の対象となっているとはいえ、この「最終報告」には、国の公文書についての認識、公文書管理システムの構築に向けた方針が詳細に記されており、基礎的自治体における公文書館も参考にすべき内容のものとなっている。本章では、まずこの最終報告の概要について紹介した上で、板橋区公文書館の現状との比較を行い、そこからみえてくる課題について析出していく。

3.1. 「最終報告」の概要

「最終報告」では、まず「1. 基本認識」において、公文書の意義、日本における公文書管理の歴史と諸外国の状況、新たな公文書管理システムの構築の必要性が示されている。ここには国の公文書および公文書管理に対する意識がよく現れているため、やや詳しく見ていこう。

最初の「公文書の意義」では、「国の活動や歴史的事実の正確な記録である」公文書は、「国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使する」という民主主義の根幹を支える基本的インフラであること、そして「過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産」であるという、公文書についての基本認識が示されている。そして、公文書を管理・保存し、後世に伝えることは、過去・現在・未来をつなぐ国の重要な責務であり、そのことによって「後世における歴史検証や学術研究等に役立てる」、「国民のアイデンティティ意識を高める」、「独自の文化を育む」という3つの機能が果たされること、この意味において公文書は「知恵の宝庫」であり、「国民の知的資源」でもあるという認識が示されている。

一方、公文書管理を適切かつ効率的に行うことは、「国が意思決定を適正かつ円滑に行うため」にも、証拠的記録に基づいた施策（Evidence Based Policy）が強く求められているなか、「国の説明責任を適切に果たすため」にも必要不可欠であること、それゆえ公文書を「作成→保存→移管→利用」の全段階を通じて統一的に管理していくことが大きな課題であるとしている。

続く「我が国の歴史と諸外国の状況」では、日本の公文書管理の歴史が振り返られたうえで、日本の公文書管理体制は、文書公開の面では改善をみたものの、文書作成・保存・移管等の面では整備が不十分なままであること、さらに公文書の電子化への対応が急務であることが指摘されている。そして、国立公文書記録管理局（NARA）を中心に各省庁に多数の専門家が配置されているアメリカ合衆国や、欧州諸国、中国や韓国と比べても「我が国の公文書管理体制は見劣りする状況である」との認識が示されている。

こうした現状をふまえた上で、「新たな公文書管理システムの構築に向けて」では、公文書管理法制の創設がうたわれる。この公文書管理法制の創設は、公文書館法、情報公開法および個人情報保護法の制定等により、公文書の管理・保存に関する改善を進めていくなかで「最後に残された課題」であると位置づけられている。そして、情報公開法の制定から10年という節目を迎える2009年を機に、「公文書管理の在り方を抜本的に見直し、歴史的に重要な公文書が保存・利用されるよう、職員の意識改革を図るとともに、作成から利用までのライフサイクルを通じた公文書管理法制を確立し、公文書管理体制を充実強化することにより、国民の期待に応え得る公文書管理システムを構築していくことが必要である」と結ばれている。

この「基本認識」に基づき、「2. 公文書管理の改革目標」では、文書の所在を随時特定できる文書管理システムの構築による「文書の追跡可能性（トレーサビリティ）」の確保、文書作成義務の法定化、文書管理基準の明確化、公文書管理担当機関の関与等により、文書管理サイクル全体の適切な管理を行う体制の整備による「政府の文書管理に対する信用（クレディビリティ）」の確保、公文書の利用機会を充実させ、利便性を向上させることにより、国民の公文書の利活用を促進するという「文書の利用可能性（アクセシビリティ）」の確保という3つの改革目標が掲げられている。そしてこの3つの改革目標が達成されることによって、「国の意思決定過程も含め公文書を体系的に整理・保存するとともに、国民の知的資源として後世に伝え、現在及び将来の国民に対する「説明責任（アカウンタビリティ）」を果たす」という方向性が示されている。

「3. 制度設計にあたっての基本的な考え方」では、公文書管理制度を設計する上での基本姿勢が示されている。具体的には、公文書がライフサイクル全体を通じて体系的に保存される仕組みの作成、職員の公文書に対する意識の醸成、基準の明確化、専門家のサポート等による効率的で円滑な業務遂行体制の実現、人材育成による文書作成・管理能力の向上、公文書へのアクセシビリティを高めるための仕組みと施設の作成、そして各府省の文書管理の実態・問題点を踏まえた上で、現在取り組まれている優良事例の土台の上に「公文書管理のあるべき姿」であるゴールド・モデルを実現することである。

有識者会議では、現状の文書管理の問題点を明らかにした上で、このゴールド・モデルの実現に向けた制度改革の具体的方策について検討を進めている。その検討結果について詳細に示しているのが「4. 公文書管理のあるべき姿に向けて」であるのだが、その内容は多岐にわたっているため、ここでは基礎的自治体に設置されている公文書館として参考とする必要のある項目についてのみ触れることにする。

まず、文書管理サイクルの各過程別の方策としては、デジタルアーカイブ化をはじめとするITの活用、文書主義の明確化、文書の書式やファイルの編集方法のマニュアル化、公文書の保存期間の延長の可否および延長期間の適正性を確保するための基準の作成とチェック体制の整備、公文書の移管・廃棄基準の具体化・明確化、および評価・選別の判断における、文書管理に関する専門家（レコードマネージャー、アーキビスト等）による適切なサポート、移管文書の写しの保有を各府省に認めることによる移管の推進、といった具体的な方策が示されている。そして、国立公文書館等が保有する、デジタル化されていない歴史公文書等を、地方の居住者が容易に利用できないという問題点を改善するために、所在情報の一元的な把握・検索機能の充実とあわせて、「地方公文書館をはじめとする国内の関係機関との有機的連携を強力に図るための具体的方策について検討する」としている。

文書管理サイクルの全体を通じた横断的な方策については、レコードマネージャーやアーキビスト等の「文書管理に関する専門家」による専門的知見が、サイクルの全体において活用されなければならないことが強調されている。また、IT化への対応についても言及されており、電子的に作成された文書を、ライフサイクル全体を通じて電子的に処理するための一元的な文書管理システムの整備と、地方公文書館や国内の関係機関と国立公文書館のデジタルアーカイブ化による、公文書の所在情報の一元的な把握・検索機能の充実が特に強調されている。

また地方公共団体の公文書管理については、国の公文書管理の在り方の見直しを踏まえ、地方公共団体における公文書管理の在り方の見直しの支援や、国立公文書館と地方公文書館との連携強化の在り方などについて検討するとしている。

以降、「5. 公文書管理担当機関の在り方」では、国家レベルでの公文書管理担当機関の在り方について、「6. 公文書管理法制に盛り込むことを検討すべき事項について」では、これまでの議論を踏まえた上で、今後政府が公文書管理法制に盛り込むことを検討すべき事項についての整理がなされている。

3.2. 「最終報告」との比較からみる板橋区公文書館の課題

では、「最終報告」との比較を通して、当館の課題を析出していこう。まず、公文書館

に求められる「後世における歴史検証や学術研究等に役立てる」、「国民のアイデンティティ意識を高める」、「独自の文化を育む」という3つの機能、および「文書の追跡可能性（トレサビリティ）」、「政府の文書管理に対する信用（クレディビリティ）」、「文書の利用可能性（アクセシビリティ）」を保障することによって行政の「説明責任（アカウンタビリティ）」を確保するという公文書館の果たすべき役割については、「答申」においても十分に踏まえられているといえよう。「答申」の冒頭で示された、「区政の透明性の確保」および「地域の将来を築いていく活力の原点」という、板橋区公文書館が果たすべき2つの理念には、区のアカウンタビリティの確保を担っている組織であるという自覚と、区の歴史を記録し伝えていくことで地域住民のアイデンティティの拠り所となろうという意識がよく現れている。

実態としても、「図1 移管整理済み公文書の推移」にも明らかなように、保管期限の過ぎた公文書の受け入れは順調に進んでいるし、「区役所地下展示」や「こうぶんしょ館電子展示室」などを通して、区の歴史を所蔵資料を活用して紹介するとともに、公文書館の存在を区民に周知することで、アクセシビリティを実質化させる活動も進めている。

一方で、「最終報告」に掲げられている、ライフサイクル全体を通じて公文書が体系的に保存される仕組みの作成や、職員の公文書に対する意識の醸成については、不十分であるといわざるを得ない。これは、公文書館からの区職員への働きかけが十分だとはいえないことに由来する問題である。「答申」においては、公文書についての啓発普及の対象に、区民だけではなく区職員も含めているが、区職員に対しての働きかけは、文書管理担当者や新任者向けの短時間の研修がなされているのみである。今後は、区職員を対象とした公文書についての勉強会等を継続的・網羅的に開催するなどして、区職員の公文書ないし公文書館についての意識を啓発していく必要があるといえよう。

そしてもう1つ重要な課題としてあげられるのは、アーキビストが常勤職ではないことである。「最終報告」では、文書管理に関する専門家であるアーキビストが公文書館の業務において重要な役割を担っていることが繰り返し強調されている。また「答申」においても、公文書館の実務を担当する職員にはアーキビストを当てるべきであるとの方針が示されている。しかし実際は、公文書館専門員は非常勤職員を当てており、その職分を十分に全うできずにいる。アーキビストの育成に関しては、公文書館専門員を実務者講習等の各種講習に派遣するなど積極的であるが、そうして育てたアーキビストが他所にうつってしまえば、館自体のアーカイブ能力を維持することが難しくなってしまう。また1章で触れたように、職員の多くは係長職を経験しており、公文書の性格や特徴については熟知しているが、公文書の評価選別という公文書館の重要な職務を遂行するための知識は、日常の行政経験だけでは身に付け得ないものである以上、やはり常勤職としてアーキビストが常駐するという状況が望ましいといえよう。

以上、「最終報告」との比較を通して、当館の現状を評価し、課題を析出してきた。しかし先にも指摘したように、この「最終報告」では、基礎的自治体に設置されている公文書館が地方公文書館として地域社会において果たしうる役割については、限定的にしか言及されていない。「最終報告」が指摘しているような行政のアカウンタビリティの確保や証拠的記録に基づいた施策が求められているのは、国だけではなく地方自治体も同じである。さらに地域アイデンティティの涵養の場としての意義は、地方公文書館においてより

高いといえよう。そこで4章では、他の基礎的自治体における公文書館の実践例を紹介し、当館との比較検討を行うことで、その課題を提示していく。

4. 他の基礎的自治体における公文書館との比較

ここでは、他の基礎的自治体に設置されている公文書館ないし文書館の状況について、各館が作成している資料ならびに関係法規等をもとに紹介し、板橋区公文書館との比較を行うことで、相対的な評価を行う。比較の対象となる施設は、神奈川県立公文書館、藤沢市文書館、寒川文書館、天草市立天草アーカイブズの4館である。

4.1. 神奈川県立公文書館

まずは、基礎的自治体という枠組みには合わないが、地方のアーカイブズの中でも、モデルケースとして紹介されることの多い神奈川県立公文書館から見ていきたい。

神奈川県立公文書館は、横浜市旭区にある、鉄骨・鉄筋コンクリート造りの地下1階・地上4階建て、収蔵資料総数64万点以上を誇る大規模な施設で、開館は平成5年11月1日である¹¹。この神奈川県立公文書館の設立に向けて、学識者等を委員として昭和63年に設置された「公文書館（仮称）構想懇話会」が平成元年10月に神奈川県知事に対して提出した提言を基本構想として平成4年4月に策定されたのが、「公文書館（仮称）の運営に関する基本計画」である。

「基本計画」によれば、神奈川県立公文書館の基本的性格は、歴史的公文書等（歴史資料として重要な、または行政経営上必要のある公文書、古文書などの諸記録）を、県民共有の財産として永く後生に伝えとともに、開かれた県政の一翼を担って、歴史的公文書等についての「情報を広く公開する場」だとされている。ここで示されている、県民共有の財産としての歴史的公文書という認識、開かれた県政の一翼を担っているという意識は、板橋区公文書館とも共通するものだといえよう。

続いて「基本計画」には、神奈川県立公文書館の機能が列挙されている。ここでは、非現用公文書の収集、選別、廃棄および保存機能、歴史的公文書等の閲覧機能、県内の他の公文書館等との連携や調査研究の推進、普及啓発活動の促進、歴史的公文書等を執務上の参考資料、証拠資料として提供することによる行政経営の支援といった、公文書館としての基本的な機能が示されている。

こうした諸機能のなかでも板橋区公文書館との比較で興味深いのは、中間保管庫（中間書庫）としての機能を神奈川県立公文書館が担っている点である。基本計画に「作成後5年が経過した現用公文書を一時的に保存し、県全体の書庫の効率化及び経済化を図るとともに、その散逸や劣化を防止し、非現用公文書のスムーズな公文書館への移管を図る」と説明されているように、この中間保管庫の機能は、作成後5年が経過した公文書をいったん公文書館に集め、保存・管理することで、県全体の書庫スペースの削減、および公文書の散逸や劣化の防止に役立つと同時に、原課での公文書の永年保存を回避し、非現用公文書のスムーズな移管を実現することを可能にすることにある。この中間保管庫の機能は、効率的な非現用公文書の移管を実現することによって、行政の透明性の確保に貢献するものであり、重要な機能であるといえよう。

4.2. 藤沢市文書館

藤沢市文書館は、神奈川県藤沢市の中心的な駅である JR 藤沢駅から徒歩 8 分という恵まれた立地にある、地下 1 階・地上 3 階建ての施設である。歴史的資料および公文書を収集・管理・保管・公開する施設として、昭和 49 年 7 月 1 日に、藤沢市文書館条例に基づいて開館された。

開館 20 周年を記念して藤沢市文書館が発行した『文書館－業務と利用案内』（1995 年刊）の冒頭にある、「藤沢市文書館の 20 年」によれば、藤沢市文書館は、市史編さん事業を通して調査・収集された膨大な歴史資料、および適確な保存措置がなされていなかった公文書・行政資料の保存と公開を目的として設置されたとある。そして基本機能として、多面的な利用を前提とする、歴史的価値を有する記録を保存し、利用に供することと記されている。

この藤沢市文書館の最大の特徴は、文書館が現用文書の段階から一貫して公文書の保管・保存に携わっているという点である。藤沢市で作成された行政文書（永年文書および 3 年保存以上の有期限保存文書）のすべては、作成から 2 年たった時点で文書館保存庫に移管されるのである。

上掲書によれば、この先駆的な取り組みは、開館後になされた藤沢市全体での組織編成の見直しのなかで、公文書の管理・保存業務が管理部文書課から文書館にすべて移管されたことによるとのことだが、文書館が公文書に対して、現用文書の段階から支配力をもっているということは、公文書の破損、散逸を防ぐだけでなく、自治体行政の透明性を高めるという点においても、重要な意味を持っている。

4.3. 寒川文書館

神奈川県寒川町の寒川文書館は、寒川総合図書館の 4 階に併設されており、図書館と同時に平成 18 年 11 月 3 日に開館した。寒川文書館編集による『寒川文書館開館記念誌』（2007 年刊）収載の「寒川文書館運営方針」（平成 18 年 2 月）には、文書館の基本理念、運営、資料の収集・保存・活用、電算化に向けた諸施策などについて、その方針が記されている。

「運営方針」の冒頭には、文書館の基本理念として、①寒川の記録資料を後世に伝える文書館、②すべての人々が利用できる開かれた文書館、③郷土愛と未来の創造に役立つ文書館、④行政の説明責任を果たす文書館、⑤みんなが足を運びたくなる文書館、という 5 つの理念が掲げられている。地域の記録資料の保存、地域の人たちが気軽に活用できるアクセシビリティの確保、郷土愛の涵養と将来への展望、行政のアカウントビリティの実現という、地方公文書館に求められる役割が網羅された基本理念であるといえよう。

運営の面では、文書館運営委員会の設置がうたわれている。これを受けて平成 18 年 3 月 24 日施行の「寒川文書館条例」第 4 条において、文書館の運営に関し、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するために、文書館運営審議会（委員 7 名以内）を設置することが定められている。「運営方針」によれば、審議会は、町長から諮問を受けた場合の他に、年間事業計画、資料収集・整理・保存の方針、普及活動の方針について審議すると定められており、委員の構成案は、町議会議員、文書館学識経験者、町史編集委員、学校代表、ボランティア代表、町民公募（2 名）となっている。なお、審議会は傍聴することができるようになっている¹²。

また、運営面で特徴的なのが、ボランティアの積極的な養成と活用である。「運営方針」に「『住民参加型文書館』をめざすため、講座などの普及活動を通して資料の保存・活用に興味を持つ人を増やし、文書館業務の一部に関われるようにする必要がある」と記されているように、ボランティアの養成と活用は、「住民参加型文書館」という積極的な文書館の意味づけに基づいた方針であるといえよう¹³。なお、この「住民参加型文書館」という意識は、寒川文書館発行の「寒川文書館だより」の記事として、各種講座の精力的な実施や、高校生によるインターンシップの受け入れといった活動が紹介されていることから、開館後も維持されているようである。

資料収集については、「運営方針」において、古文書等、歴史的公文書、行政資料、図書、その他の地域資料について、その収集の方針が記されている。特に歴史的公文書については、「評価選別要領」を作成し、選別の基準を明確にするとともに、何を選別収集したのかを主管課にフィードバックする仕組みをつくるとしている。また、現在の永年保存文書を有期限（30年）に改め、期限が切れた文書については、歴史資料として保存するものを選別して文書館に移管すること（ただし行政効力を持ち続ける一部の文書については主管課が保管）、さらに長期の有期限文書を文書館に移管する中間庫（中間書庫）機能のあり方についての研究をすすめることが、方針として示されている。

このように寒川文書館においては、近年に開館したということもあり、先進的な取り組みがなされているといえるだろう。中間書庫の設置などはまだなされていないようであるが、基礎的自治体における公文書館のあり方として、参考にすべき点が多いと思われる。

4.4. 天草市立天草アーカイブズ

天草市立天草アーカイブズは、平成14年4月に、本渡市（現・天草市）に「本渡市立天草アーカイブズ」として開館した。その後、平成18年3月27日に牛深市、天草郡の各町、および河浦町と合併して天草市が誕生したことを受けて現行の名称となっている。なお同日、「天草市立天草アーカイブズ条例」も施行されている。また、平成19年4月1日には、天草市五和町から本館が移転し、天草市今釜新町にある本渡歴史民俗資料館に併設されている。

本渡市公文書館設置審議会が、本渡市における公文書館の設置に関する答申として作成した「21世紀天草の新たな地域創造－アーカイブズ（文書館）設置の提言」（平成13年12月25日）、および天草市長より市民への普及活動についての諮問を受けた天草市立天草アーカイブズ運営審議会による答申「天草アーカイブズの普及活動について」（平成20年3月25日）によれば、天草アーカイブズの基本理念は、①市民による地域文化創造の拠点、②より開かれた市政運営の実現、③情報資源を活かした高度な行政の実現の3点である。この3つの理念は、アーカイブズ設立時には既に天草地域での市町合併が予定されていたことの影響を受けている。例えば①に関しては、合併を機にあらためて天草の歴史と文化を見直し、それを軸にして新たな地域アイデンティティを確立する上で、アーカイブズの果たす役割が強調されており、③に関しても、合併に参加する各自治体の経験を調整し、総合化するために、公文書の確実な保存と情報資源としての活用を行うシステムを整える上で、アーカイブズが中心的な役割を果たすことが求められている。「平成の大合併」により、この数年で多くの市町村が合併したが、合併に備えて公文書館を設置したという

事例は聞こえてこない。その意味において、天草アーカイブズは先駆的な事例であるといえるだろう。

公文書の収集・保存・管理・公開については、他の公文書館と同様に、評価選別基準を作成し、その基準に基づいた選別がなされたのち、保管され、個人情報に配慮した上で公開されている。また運営面では、「天草アーカイブズ運営審議会」を設置し、アーカイブズの業務全般についての審議がなされている。

天草アーカイブズの活動の特徴としてあげられるのは、国際化への強い意識である。前掲の平成20年に出された答申には、「世界の天草アーカイブズをめざして」と題した項目が立てられている。そこでは天草が、「古くはキリシタン文化の流入や中国大陸との交易による独特の歴史的背景をもち、日本各地に伝播した伝統的民俗芸能のルーツとして知られるなど、文化的にも重要な地域である」ことが示された上で、「このような地域の特性を反映した記録や情報を集積し、世界に発信することも、天草アーカイブズに求められる大切な普及活動である」としている。

4.5. 他館との比較から見てきた板橋区公文書館の課題

以上、基礎的自治体に設置された4つの公文書館について見てきた。それぞれの公文書館には、その自治体の歴史や現状に応じた様々な特徴があり、特定の公文書館が優れている、あるいは劣っているという価値評価を下すべきではないだろう。しかし、地域の歴史を形作ってきた史資料を保管し、公開することを通して、住民の地域アイデンティティの形成に寄与すること、これまでの行政経験が情報として豊富に蓄積されている公文書を、文書のライフサイクルに応じて管理し、適切な選別と管理保存を施すことによって行政の透明性を確保し、自治体のアカウントビリティを保障することという、基礎的自治体における公文書館が共通して担っている2つの大きな機能を実現する上で、他館における先駆的、効果的な施策を参考にすることは、意味のあることだと考える。

そのような視点で他館と板橋区公文書館とを比較したとき、まず中間書庫が未だに設置されていないという点が課題として見えてくる。「東京都板橋区文書管理規程¹⁴」の第27条（文書等の整理、保管・保存の基本）の3には、「現年度又は前年度（現年又前年）に生じた文書等は、主務課等の一定の場所において保管し、前前年度（前前年）以前に生じた文書等は、書庫等に集中して保存しなければならない。」と示されており、前々年以前に作成された文書の書庫等への速やかな「移し換え」を実施した上で公文書の集中管理を行うよう規定されている。その書庫は、板橋区役所本庁舎の地下2階に設置されているのだが、書庫の管理主体である総務部総務課文書係も、永年保存文書の移管を求める主体である公文書館も、その書庫内の保管状況、すなわちどのような種類の移し換え文書が保管されているか等については全く把握できておらず、アーカイブズ界において提唱されている、いわゆる中間書庫として機能している空間であるとはとても言い難い¹⁵。

中間書庫としての機能を基礎的自治体における公文書館が担うことの意義は大きい。中間書庫の設置により、網羅的な公文書の収集が可能になることで、自治体行政の透明性は高まり、また原課からの公文書の移管がスムーズになされることで、公開までの期間も短縮することができるからだ。「区民の記憶装置としての公文書館」をめざす板橋区公文書館としても、今後検討を要する課題であるといえよう。藤沢市文書館のように、現用文書

の段階から管理することができれば理想的ではあるが、まずは神奈川県立公文書館の事例を参考にしつつ、中間書庫の機能を整備することからはじめるべきであろう。

次に、外部の有識者による公文書館運営委員会にあたる機関が設置されていないことがあげられる。これも「答申」で指摘されていることなのだが、未だに設置されていないままである。これまで外部の運営委員会ないし審議会に諮らなければならないような問題が発生したことがなかったとはいえ、個人情報保護の重要性、および行政のアカウンタビリティを要請する声がますます高まるなか、外部の機関による監査や提言が必要となる機会も増えてくるであろうことが予想される。この件については、自治体の首長からの要請があった場合のみならず、年間事業計画、資料収集・整理・保存の方針、普及活動の方針についても審議する寒川文書館の文書館運営委員会の例が大いに参考となるだろう。

さらに、寒川文書館の事例からは、ボランティアの積極的な活用を通じた住民への啓発普及のあり方も学ぶべきだといえよう。公文書館に集められている公文書をはじめとするさまざまな情報は、利用されることによってより大きな意味を持つ。このように考えたとき、区民の館への積極的な関わりを促すことになるボランティア制度の整備は、参考になる。

5. 地方公文書館に求められている役割

ここでは、国際資料研究所代表である小川千代子氏が中央大学で開講している「記録管理論」の講義を受講している大学生が、当館において行った見学学習をうけて提出したレポートをもとに、当館および地方公文書館全般について抱かれているイメージ、および求められている役割を描き出していく。その上で、その役割を果たしていくために改善すべき課題を提示する¹⁶。

当館についてのイメージ等を直接問うようなアンケートではなく、講義の方向性によるある程度の縛りはあるものの、自由な意見を論じることのできるレポートにおいてみられる利用者の意見には、当館、ひいては公文書館に対するより率直で自由度の高い見解が示されているといえよう。

5.1. 公文書館に対するイメージ

まず、当館を訪問する前に大学生が抱いていた公文書館に対するイメージについて、レポートの記述のなかから抜き出してみよう。

基本的な基調として、公文書館に対するイメージはあまりよいものとはいえない。例えば、「暗くて雑多なところだと思っていた」、「公文書館はもっと堅苦しい場所というイメージがあった」、「倉庫のような建物の中に、茶色や灰色の箱が多数押し込められている、狭く暗い場所であると思っていた」といったように、公文書館は暗くて閉鎖的な、日常的に訪れる施設ではないと思われるようである。

業務内容については、「公文書しか扱っていない施設と考えていた」、「図書館と同じようなイメージを抱いていた」、「古文書などを扱う、史料館のような場所だろうと思っていた」とあるように、断片的な情報しか伝わっていないようである。またそもそも「公文書館という施設があること自体しらなかった」という意見もいくつかみられた。

しかし、そのような公文書館に対するイメージは、見学学習を通して職員による館内の案内と業務の説明を受けた後では、大きく変化する。例えばある学生は「公文書館は古文書を中心として主に保存や展示のみを行う場所だと思っていたが、実際には閲覧や調査にも利用でき、思っていたよりもずっと資料との距離が近く親近感のある場所であった」と、実際に公文書館を訪れ、その業務を知ることによって、親近感を覚えている。同様の意見は他にもあり、「自分の手で資料を探せる環境が用意されていること、レファレンスサービスのような利用者の欲する資料検索を手助けしてくれるサービスなど（が公文書館には整備されている）から、もっと実際的で身近なものなんだと知ることができた」という意見からは、自分の手で資料にアクセスできるということから、実用性の高い、身近な施設であるという理解を生み出していることがわかる。

こうして公文書館の実際に触れた学生たちは、地方公文書館の果たしている役割の大きさに気づき、その必要性を主張するようになる。

5.2. 地方公文書館への期待

地方公文書館の果たしている役割として大学生の関心を特に惹いたのは、地方公文書館にはその地域に関するさまざまな情報が集まっているという点であった。いくつかの意見を挙げると、「区に関する多岐にわたる資料が収集、保存してあるのだと改めて知った」、「公文書館に管理・保存されている資料からは地元の価値を感じることができる。だからもっと公文書館を増やしていくと同時に、公文書館の存在を市民、日本国民に知らせていくべきだと感じました」、「古い地図や写真、関連する本がひとつのところでまとまってそろるのは1つの利点」、「図書館に比べてその地区にポイントを絞った資料が多く置いてあり、大変興味深かった」とあるように、地域に関する資料が集まっていること、そして文献資料だけでなく、地図や写真など多様なメディアも含めて収集されていることに魅力を感じていることがわかる。

さらに彼らは、「公文書館を持たない他の自治体では、図書館や自治体所有の倉庫で貴重な文献が眠っているのだろうか。それは大変惜しいことである」と、公文書館があることによって貴重な資料の収集・保管・公開が可能になっているということについて、積極的に評価する。そして、「自分の住む地域にも公文書館があれば、もっと地域について知ることが多かっただろうし、勉強もしやすかっただろう」と、自分が住んでいる地域のことを知るために地方公文書館が大きな役割を果たすであろうという期待を抱いている。

5.3. 板橋区公文書館に対する評価

続いて、当館に対する評価について見ていこう。見学先についての評価であることから、肯定的な意見に偏っていたことは否めないが、どのような点について評価されていたのかについて見ておくことは意義のあることだと考える。

評価が最も集まっていたのは、書庫における行政資料の配架方式についてであった。当館では、行政資料の種類に応じて、色の異なるカラーボックスを用いた分類を行っている。この配架方式について、「色分けされたケースに行政資料が入れてあり、ぱっと見て何がどこあたりにあるかがわかる工夫がなされていた」という意見に代表されるように、わかりやすい配架であるとの評価がなされていた。図書館司書等の資格取得を目指す大学生に

よるレポートであることから、書きやすい題材であったという点は考慮しなければならないが、一定の評価がなされていたことにはかわりはないだろう。

もう1点、評価が集まったのが、当館の利用者にとっての「身近さ」である。立地について、「駅からとても近く行きやすい場所にある」という意見があったことに加えて、特に多かったのが、廃校となった小学校を活用していることから生じる、心理的なアクセスのしやすさに対する評価である。「元々は小学校の校舎だったところで、なんとなく懐かしい気分になりました」、「小学校の廃校を再利用しているためあまり堅苦しい雰囲気はなく、むしろ親しみやすさを感じた」、「小学校としての当時の面影が残っており、暗い、閉鎖的なイメージが崩れ去った」という意見に見られるように、かつて自分たちも通っていた「小学校」という場に対して抱く懐かしさや親近感が、そのまま当館への評価にもつながっていることがわかる。また、「櫻井徳太郎文庫が併設されていることで、板橋区民もそれ以外の人々も、普段あまり接することのない公文書館が身近に感じられると思った」という意見からは、公文書館に併設されている施設の存在が、堅いイメージのある公文書館に親近感を抱かせるきっかけとなりうることがわかった。

5. 4. レポートから見えてきた板橋区公文書館の役割と課題

以上、当館に見学学習として来館した大学生によるレポートから、当館、および地方公文書館に対するイメージや期待される役割について描き出してきた。まず公文書館のイメージについては、一概に悪いものの、実際に利用してみることによってイメージを好転させることは十分に可能であることがわかった。元々のイメージの悪さは、公文書館という施設自体の知名度の低さに加え、「公文書」という言葉のもつ堅苦しさを反映したものだと思われる。だからこそ、実際の公文書館に触れることによって、そのイメージは容易に瓦解したのであろう。

このことから、まずは住民に公文書館の利用を促進していくことが何より重要であることは明らかである。当館においても、先述したように区民への啓発普及活動は積極的に行っている。今後はさらにこうした活動を充実させていくとともに、大学をはじめとする各種学校の教育活動の一環として公文書館を活用してもらうべく働きかけていくことも必要であろう。例えば小中学生の総合学習の場としての活用してもらうことにより、公文書館との接点を創出するといったことも考えられるし、大学の講義やゼミ活動を通して、情報収集のための手段の1つとして公文書館を紹介、利用してもらうという方法もあるだろう。特に大学生への教育は、アーカイブズ精神のスポークスマンと成りうる人材を育て、社会に送り出すことにつながるという点において、特に重要であるといえるだろう。

また、当館に対する評価として、廃校となった小学校の校舎を活用していることへの積極的な評価があったことは重要である。小学校の校舎は、文書等を保存することを想定して建設されたわけではないため、資料保存の観点からは問題がある。適切な保存環境を実現するためには、リフォームによって新たに温湿度管理のできるような設備を整えるべきである。しかしそのためには当然、多額の費用が必要となる。そのことをもって、公文書館の設置に二の足を踏んでいる自治体も多くあるのではないと思われる。

しかし、当館のように小学校の廃校舎を活用することには、レポートに書かれていたように、抵抗感を和らげ、心理的なアクセス性を高めるというメリットもある。加えて、地

域の情報が網羅的に集められていることに地方公文書館の意義を認めている大学生が多数いたことに鑑みれば、まずは廃校舎など既存の施設を活用し、紫外線をカットできるガラス窓や遮光性の高いカーテンへの交換など、必要最低限の保存環境を整えたうえで公文書館を開設することが重要だといえよう¹⁷。

一方、大学生のレポートにおいて、保存期限を過ぎた行政資料が公文書館において収集されていることへの評価がほとんど見られなかったことは、今後の課題としてあげておく必要がある。1人の学生だけが、日本の行政の情報公開水準の低さに触れ、そのことが国民の政治的無関心につながっている面があることを指摘した上で、「板橋区民の立場で公文書館について考えると、行政の内容を知ることができることに一番のメリットがあると思います」という意見を述べていたが、行政のアカウントビリティを保障する機関であるという公文書館の重要な機能を果たしていくためには、館に保管されている行政資料が持つ意義についても、区民や利用者に対してより積極的に主張していく必要があるだろう。

6. 板橋区公文書館の課題と展望

本論文では、板橋区公文書館の現況について記述したうえで（1章、2章）、「最終報告」との比較（3章）、他の地方公文書館との比較（4章）、大学生のレポートから得られた知見（5章）をもとに、当館の課題を析出してきた。論考をまとめるにあたり、改めてその課題を振り返っておこう。

有識者会議による「最終報告」との比較からは、公文書館に求められる3つの機能や、公文書のトレーサビリティ、クレンジビリティ、アクセシビリティを保障することによるアカウントビリティの確保という重要な役割については、理念としても、実態としてもおおむね果たされているが、ライフサイクル全体を通じて公文書が体系的に保存される仕組みの作成や、職員の公文書に対する意識の醸成については不十分であることが明らかになった。そこから、区役所職員に対する研修を継続的、網羅的に行うことが、今後の課題として浮かび上がってきた。また、公文書館の実務を担当する職員にはアーキビストを当てるべきであるとの方針が示されているにもかかわらず、当館においてはアーキビストとしての研修を受けている公文書専門員が非常勤職員であるということも、改善すべき点として指摘した。

他の地方公文書館との比較からは、中間書庫の設置による網羅的な公文書の収集と、原課からの公文書のスムーズな移管の実現、および外部の有識者による公文書館運営委員会にあたる機関の設置という課題が析出された。また、ボランティアを積極的に活用することによって、住民の積極的な公文書館への関わりを創出するという寒川文書館の試みを、当館のアクセシビリティを高める上でも参考となる取り組みとして指摘した。

そして大学生によるレポートからは、公文書館に対するマイナスのイメージを払拭させるために、区民への啓発普及活動に加えて、大学をはじめとする各種学校の教育活動の一環として公文書館を活用してもらおうべく働きかけていくことによって館の利用者を増やしていくこと、行政のアカウントビリティを保障する機関であるという公文書館の重要な機能を果たしていくために、館に保管されている行政資料が持つ意義について、区民や利用者に対してより積極的に主張していくことという2つの課題が見えてきた。また、廃校舎